中野区立中野中学校

ＰＴＡ規約

平成 24 年 4 月 1 日

目　　次

第１章	総則
第２章	会員
第３章	組織
第４章	総会
第５章	運営委員会
第６章	役員および役員会
第７章	学年委員会
第８章	専門委員会
第９章	地区委員
第１０章	卒業準備委員会
第１１章	推薦委員会
第１２章	特別委員会
第１３章	会計
第１４章	会計監査
第１５章	サークル活動
第１６章	附則
	慶弔等規定
	細則

第１章　総　則

第１条　本会は、中野区立中野中学校ＰＴＡと称し、事務所を同校内に置く。

第２条　本会は、会員相互の緊密な連携により、本校教育の振興と生徒の心身の健全な成長および福祉増進に寄与し、会員の教養向上と親睦を図ることを目的とする。

第３条　本会は、前条の目的達成のために、家庭と学校、地域社会と連携をとり、必要な活動や会合、催物、関係方面への意見具申や資料提供を行う。

第４条　本会は、青少年の育成環境向上を本旨とする団体であり、次の方針に従う。

1. 会員による自主的かつ民主的な運営を行う。
2. 学校の人事や管理に干渉しない。
3. 営利的、宗教的、政治的な、いかなる行為にも関係しない。
4. 他の団体からの制約、干渉を受けない。ただし、目的を同じくする他の団体、機関とは必要に応じて協力する。

第２章　会　員

第５条　本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者（以下保護者会員という）と、本校の校長および教職員（以下教職員会員という）とする。

第６条　校長は、いかなる会議にも参加し、意見を述べることができる。

第３章　組　織

第７条　　本会に次の機関・組織を置く。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会
4. 学年委員会
5. 専門委員会
6. 地区委員
7. 卒業準備委員会
8. 推薦委員会
9. 特別委員会
10. 会計監査
11. サークル

第４章　総　会

第８条　　総会は、この会の最高議決機関であり、定期総会は毎年度はじめに会長が招集する。臨時総会は会長又は運営委員会が必要と認めたとき、また会員の３分の１以上の要求があった場合に会長が招集する。

第９条　　定期総会は次の事項について審議し、議決する。

1. 前年度活動報告の承認
2. 前年度決算報告および会計監査報告の承認
3. 新年度役員および会計監査の承認
4. 新年度活動計画案および予算案の承認
5. その他本会にとって重要な案件

第１０条　総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状は出席と認める。

第１１条　総会の議決は、特別な定めのない限り、出席者の過半数をもっ

て成立する。

第５章　運営委員会

第１２条　運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、必要に応じて会長が招集する。

第１３条　運営委員会の構成は、次の通りとする。

1. 役員
2. 学年委員長、副委員長
3. 専門委員会の各委員長
4. 校長、副校長
5. 教職員（主幹・学年主任ほか）

第１４条　運営委員会の任務は、次の通りとする。

1. 予算案および活動計画案の審議
2. 活動報告および決算報告の審議と総会への提出
3. 役員会、学年委員会、各専門委員会、その他委員会、サークルの活動報告及び提出された案件の審議
4. 総会の議決により委任された事案の処理
5. 必要に応じて特別委員会を設置し、その委員の選任を行う。
6. 会務運営に必要な場合、細則を定める。
7. その他必要な事項の審議

第１５条　運営委員会は、構成員の過半数をもって成立する。ただし、委任状は出席と認める。

第１６条　運営委員会の議決は、特別な定めのない限り、出席者の過半数をもって成立する。

第６章　役員および役員会

第１７条　本会に次の役員を置く。

1. 会　長　１名　（保護者会員）
2. 副会長　３名以上（保護者会員２名以上　教職員会員１名）
3. 書　記　４名以上（保護者会員３名以上　教職員会員１名）
4. 会　計　３名以上（保護者会員２名以上　教職員会員１名）

第１８条　役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。また、総会および運営委員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長がやむをえない事情により職務を行えない場合は、その職務を代行する。
3. 書記は、総会、運営委員会などの議事を記録し、その内容を会員に報告し、関係書類を保管する。
4. 会計は、本会の会計事務を処理し、会計監査を経て、その収支決算を定期総会に報告する。
5. 役員は、各機関との連携を図り、各活動を支援する。

第１９条　役員の選出は、次の方法による。

1. 役員は、全会員の中から選出される。
2. 役員は、推薦委員会より推薦され、運営委員会の承認を経て、総会で承認し決定する。

第２０条　役員の任期は１年とし、再任は妨げない。ただし、会長任期は連続して３年までとする。

第２１条　役員に欠員を生じた場合の補充については、役員会で候補者を選出し、運営委員会において決定するとともに速やかに会員に報告する。補充のために選出された役員の任期は、前任者の残りの期間とする。

第２２条　役員会は、役員で構成され、必要に応じて会長がこれを招集し、

役員の３分の２の出席をもって成立する。

第２３条　役員会の議決は、出席者の過半数をもって成立する。

第２４条　役員会の任務は次の通りとする。

1. 会務全般の運営のため、企画・庶務・経理・渉外などを担当し、総会および運営委員会の決定事項の執行にあたる。
2. 総会および運営委員会の円滑な進行と、それに必要な準備。
3. 運営委員会より委任を受けた事案の処理。
4. 運営委員会に提出する議案の作成。
5. その他緊急な問題の処理。

第７章　　学年委員会

第２５条　学年委員会は、各学級の会員の中から２名の委員を選出し、構成する。

第２６条　学年委員会は、各学年ごとに、委員の互選により委員長１名、副委員長１名を選出する。

第２７条　学年委員は各学年ＰＴＡの運営にあたる。また、学年委員長および副委員長は運営委員会に出席し、各学級、学年の意見を運営委員会に反映させ、その活動を各学級に報告する。

第２８条　学年委員の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。

第２９条　学年委員長、副委員長を除く委員は、運営委員会に出席することができる。ただし、委員長、副委員長の委任を受けた場合を除き、定足数および議決には含まれない。

第３０条　学年委員長は必要に応じて学年会を招集することができる。

第８章　　専門委員会

第３１条　専門委員会は、教養委員会、広報委員会、校外委員会とする。

第３２条　各専門委員会は、次の通り、各学級の会員の中から委員を選出し、構成する。
1. 教養委員会　　１名以上
2. 広報委員会　　１名以上
3. 校外委員会　　１名以上

第３３条　各専門委員会は、委員の互選により委員長１名、副委員長１名ないし２名を選出する。

第３４条　各専門委員会の任務は、次の通りとする。
1. 教養委員会は、会員の教育向上および親睦を図るため、必要な活動を行う。
2. 広報委員会は、本会の広報活動を行う。
3. 校外委員会は、生徒の校外活動の安全と環境整備を図る。
4. 各専門委員長（又はその代理）は、運営委員会に出席し、活動を報告する。

第３５条　各委員の任期は、１年とする。ただし、再任は妨げない。

第３６条　専門委員会は、専門委員会とりきめを細則に定める。

第９章　地区委員

第３７条　地区委員は、できるだけその地区に住んでいる第１学年、第２学年の会員から選出する。

第３８条　地区委員は、各地域の地区委員会の構成員となり活動し、その内容を運営委員会に報告する

第３９条　地区委員の任期は、１年とする。ただし、再任は妨げない。
第４０条　地区委員は、運営委員会の定足数および議決権には含まれない。

第 10 章　卒業準備委員会

第４１条　卒業準備委員会は、第３学年の各学級の会員の中から２名以上の委員を選出し、構成する。

第４２条　卒業準備委員会は、委員の互選により、委員長１名、副委員長１名を選出する。

第４３条　卒業準備委員会は、卒業にあたって必要と思われる活動を行い、その内容を運営委員会に報告する。

第４４条　卒業準備委員は、運営委員会の定足数および議決権には含まれない。

第 11 章　推薦委員会

第４５条　推薦委員会は、各学級の会員の中から委員１名を選出し、これに役員から２名以上（保護者会員１名以上、教職員会員１名以上）を加えて構成する。

第４６条　推薦委員会は、委員の互選により委員長１名、副委員長１名ないし２名を選出する。

第４７条　推薦委員会は、会員の声が反映されるよう考慮し、また、人物本位の上、学年、地域を配慮して、次年度の役員候補者（保護者会員）および会計監査候補者（保護者会員）を推挙し、運営委員会に報告する。

第４８条　推薦委員は、運営委員会の定足数および議決権には含まれない。

第４９条　推薦委員会は、ＰＴＡ会長の招集により発足し、候補者が総会の承認を得て任務を完了する。

第５０条　推薦委員会は、推薦委員会とりきめを細則に定める。

第５１条　推薦委員は、役員および会計監査の候補者にはなれない。

第 12 章　特別委員会

第５２条　本会は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第５３条　特別委員会は、本会の目的達成のため、第３条に則る活動を行う。

第５４条　特別委員会は、その都度細則でこれを定める。

第 13 章　会　計

第５５条　本会の会計年度は、４月１日から始まり、翌年３月３１日に終わる。

第５６条　本会の経費には、会費その他の収入をあてる。

第５７条　会費の額は、定期総会で定める。

第５８条　会費は、所定日に納入するものとする。また、年度途中の転出者には返却しない。転入者には年額を月割りにしたものを会費とする。

第５９条　会費は、事情により役員会の承認を得て減免することができる。

第６０条　予算の執行にあたって必要が生じた場合は、予算外の支出について運営委員会において決定することができる。

第６１条　必要に応じ、４月１日以降総会までの期間において、前年度予算の１２分の１の暫定予算を組むことができる。

第 14 章 会計監査

第６２条　本会の会計を監査するために、会計監査を置く。

第６３条　会計監査は、保護者会員２名、教職員会員１名とし、推薦委員会より推薦され、総会の承認をうける。

第６４条　会計監査は、本会の会計を年２回（前期、後期）監査し、その結果を運営委員会、定期総会に報告する。

第６５条　会計監査の任期は１年とする。ただし再任は妨げない。

第 15 章 サークル活動

第６６条　本会におけるサークル活動は、次の規定により行う。

1. サークル活動は、会員相互の教養を高め、健康増進および親睦を図ることを目的とする。
2. サークル活動は、会員の自主的協議によって行う。
3. サークルは、運営委員会の承認を得て組織することができる。
4. サークルは、本会からの補助金を受けとることができる。補助金を受けたサークルは、活動計画書・活動報告書・収支報告書を運営委員会に提出する。
5. サークル代表は、運営委員会に出席することができる。ただし、定足数および議決権には含まれない。
6. その他本規定に定めのない事項については、必要に応じて、役員会との協議の上決定する。

第１６章附則

第６７条　本規約の改廃は、総会において出席者の３分の２以上の同意による議決を必要とする。

第６８条　本規約を円滑に運用するため、別に必要な細則、規定を定める。

第６９条　細則および規定は運営委員会で決定することができる。

平成２４年４月　１日制定
平成２６年５月１５日改定

中野区立中野中学校ＰＴＡ　慶弔等規定

第１条　目的

本規定は、本校ＰＴＡ規約第６７条に基づき、会員の慶弔、災害または教職員会員の異動・退職、生徒の活動に際し、ＰＴＡとしての意を表すために定める。

第２条　慶弔見舞金

慶弔見舞金は次の通りとする。

1. 出産祝金
   教職員会員および配偶者の出産　5,000 円
2. 結婚祝金
   教職員会員の結婚　5,000 円
3. 弔慰金
   イ. 会員および生徒が亡くなった場合　10,000 円
   ロ. 会員の子どもが亡くなった場合　5,000 円
   ハ. 教職員会員の両親および配偶者が亡くなった場合
   （配偶者の両親の場合は同居に限る）　5,000 円
4. 傷病見舞金
   教職員会員が手術を伴う入院または１０日間以上の病気療養の場合　5,000 円
5. 災害見舞金
   会員の住居火災の場合　5,000 円

第３条　その他

慶弔見舞金以外は次の通りとする。

1. 異動・退職記念品
   教職員会員が異動・退職する場合の記念品代　3,000 円
2. 生徒奨励金
   生徒が学校活動において都外への遠征を伴う大会参加に対する補助費
   参加（登録）人数に応じて　3,000 円～50,000 円

第４条　第２条、第３条に定める場合の他、特別な事情がある場合には、役員会において協議の上決定し、運営委員会に報告する。

平成２４年４月　１日制定
平成２６年５月１５日改定
平成２７年９月　８日改定

中野区立中野中学校ＰＴＡ 細則

第１条　推薦委員会のとりきめ

1. 本規約第４６条により委員長が選出された後は、委員長が会務を処理する。
2. 次年度新１年生としてＰＴＡに加入するとみなされる者は、候補対象にすることができる。
3. 推薦された候補者に対し、委員長、副委員長が中心となり受諾の交渉にあたる。交渉に際しては、候補者の意志を尊重する。
4. 次年度候補者が運営委員会で承認を得た後、全会員に次年度役員および会計監査の候補者を告知する。
5. 会長、会計監査以外の役職については、会長候補者の意見を参考にすることができる。
6. 事情により、総会での承認に代えて、全会員に文書承認をとることもできる。
7. 推薦委員会は、原則、各学級からの選出が望ましい。

第２条　専門委員会のとりきめ

専門委員会は各委員会と学級のパイプ役となるため、原則、各学級からの選出が望ましい。

平成２４年４月　１日制定
平成２６年５月１５日改定
平成３０年３月　１日改定